平成 28 年９月 27 日

各位

会社名　　株式会社フォトクリエイト
代表者名　　代表取締役社長　大澤　朋陸
（コード番号：6075　東証マザーズ）
問合せ先　　取締役　　桑原　功
（TEL. 03-6812-7054）

株式会社フォトライフ研究所による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、その他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ

株式会社フォトライフ研究所（以下「公開買付者」といいます。）が、平成 28 年８月 12 日から実施しておりました、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）並びに平成 20 年６月 26 日開催の臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第２回新株予約権」といいます。）及び平成26年９月26日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第３回新株予約権」といい、第２回新株予約権と併せて、以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 28 年９月 26 日をもって終了し、公開買付者より本公開買付けの結果について報告を受けましたので、お知らせいたします。

また、その結果、平成 28 年９月 30 日付で、当社の親会社、その他の関係会社及び主要株主に異動が生じることとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

Ⅰ．本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社フォトクリエイト株券等（証券コード 6075）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

Ⅱ．親会社、その他の関係会社及び主要株主の異動について

１．異動年月日

平成 28 年９月 30 日（本公開買付けの決済の開始日）

２．異動が生じる経緯

当社は、公開買付者より、本公開買付けにおいて当社株式 1,015,988 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成 28 年９月 30 日（本公開買付

けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権に対する公開買付者の所有割合が 50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主に該当することになります。さらに、公開買付者の親会社であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することになるため、当社の親会社に該当することとなります。

また、当社の主要株主である白砂晃氏は、その所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募した結果、当社の主要株主に該当しないこととなります。

３．異動する株主の概要

（1）新たに親会社及び主要株主に該当することとなる株主の概要

（1）	名称	株式会社フォトライフ研究所
（2）	所在地	東京都渋谷区南平台町 16 番 17 号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役社長　武田　宣
（4）	事業内容	当社株式及び本新株予約権を取得及び保有する業務
（5）	資本金	10 百万円
（6）	設立年月日	平成 28 年 7 月 11 日
（7）	純資産	10 百万円（平成 28 年 7 月 11 日現在）
（8）	総資産	10 百万円（平成 28 年 7 月 11 日現在）
（9）	大株主及び持株比率	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社　100%
(10)	上場会社と公開買付者の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社は、当該株主の完全親会社であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の持分法適用関連会社であり、当該株主は当社の関連当事者に該当します。

（2）新たに親会社に該当することとなる株主の概要

（1）	名　　称	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
（2）	所　在　地	東京本社　東京都渋谷区南平台町 16-17 大阪本社　大阪府大阪市北区梅田２-５-25
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼 CEO　増田　宗昭
（4）	事　業　内　容	TSUTAYA、TSUTAYA DISCAS、Ｔカード等のプラットフォームを通じてお客様にライフスタイルを提案する企画会社
（5）	資　本　金	100 百万円（平成 28 年３月 31 日現在）
（6）	設　立　年　月　日	昭和 55 年１月 31 日
（7）	連　結　純　資　産	87,120 百万円（平成 28 年３月 31 日現在）
（8）	連　結　総　資　産	279,181 百万円（平成 28 年３月 31 日現在）
（9）	大株主及び持株比率	増田宗昭
(10)	上場会社と公開買付者の関係	
	資　本　関　係	当該株主は、当社の発行済株式総数の 27.40％（平成 28 年６月 30 日現在の当社の発行済株式総数である 1,394,500 株から当社が平成 28 年８月 10 日付で公表した「平成 28 年６月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された当社が所有する自己株式数 76 株を控除した 1,394,424 株に係る議決権の数（13,944 個）を分母として計算しております。）に相当する株式を保有しております。
	人　的　関　係	該当事項はありません。
	取　引　関　係	当社は、当該株主との間でＴポイント関連業務の取引があります。
	関連当事者への該当状況	当該株主は、当社株式の 27.40％を保有するその他の関係会社及び主要株主である筆頭株主であり、関連当事者に該当します。

（3）主要株主に該当しないこととなる株主の概要

（1）	名　　称	白砂　晃
（2）	住　　所	東京都八王子市
（3）	当社との関係	当社代表取締役会長

４．異動前後における当該株主等の所有する議決権の数及び議決権所有割合

（１）株式会社フォトライフ研究所

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	－	－	－	－	－
異動後	親会社及び主要株主	10,159 個 (66.34%)	－	10,159 個 (66.34%)	第２位

（２）カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	その他の関係会社 及び主要株主である 筆頭株主	3,820 個 (24.95%)	－	3,820 個 (24.95%)	第１位
異動後	親会社 及び主要株主である 筆頭株主	3,820 個 (24.95%)	10,159 個 (66.34%)	13,979 個 (91.29%)	第１位

（３）白砂晃

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主順位
		直接保有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	2,306 個 (15.06%)	－	2,306 個 (15.06%)	第２位
異動後	－	－	－	－	－

（注１）「議決権所有割合」は、議決権比率算定の基準となる株式数（1,531,326 株、以下「基準株式数」といいます。）に係る議決権の数である 15,313 個を分母として計算しております。基準株式数は、平成 28 年６月 30 日現在の発行済株式総数（1,394,500 株、以下「新株予約権考慮前基準株式数」といいます。）に、平成 28 年９月 26 日までの本新株予約権の行使状況を考慮して算出しています。

本新株予約権は平成 28 年９月 26 日までに全て権利行使されており、基準株式数は、この点を考慮し、新株予約権考慮前基準株式数に本新株予約権の行使により新たに発

行された株式数（137,000 株）を加算した 1,531,500 株から、平成 28 年９月 26 日現在、当社の所有する普通株式に係る自己株式数（174 株）を控除した 1,531,326 株としています。

（注２）「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（注３）異動後の大株主順位は平成 28 年６月 30 日時点の状況をもとに記載しております。

５．開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者及びカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

６．今後の見通し

上記の通り、公開買付者は、本公開買付けにより、当社の発行済株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、平成 28 年８月 10 日付「株式会社フォトライフ研究所による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」の「３．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（５）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続に従って、当社の普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたしますが、当社としては、公開買付者より会社法第 179 条第１項に基づく株式売渡請求に係る通知を受領したのち、平成 28 年 10 月上旬に開催予定の当社取締役会にて当該株式売渡請求を承認する旨の決議を行う予定です。

以上

（添付資料）

平成 28 年９月 27 日付「株式会社フォトクリエイト株券等（証券コード 6075）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 28 年９月 27 日

各　　位

会 社 名　　株式会社フォトライフ研究所
代表者名　　代表取締役社長　武田　宣
問合せ先　　カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
執行役員　社長室室長　中西　建次
（TEL.03-6800-3570）

株式会社フォトクリエイト株券等（証券コード 6075）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社フォトライフ研究所（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年８月 10 日、株式会社フォトクリエイト（コード番号：6075、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（「本新株予約権」及び各新株予約権の名称については、下記「１.買付け等の概要」の「（３）買付け等に係る株券等の種類」の「②新株予約権」で定義します。）を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 28 年８月 12 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 28 年９月 26 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

１．買付け等の概要

（１）公開買付者の名称及び所在地

名称　　株式会社フォトライフ研究所

所在地　東京都渋谷区南平台町 16 番 17 号

（２）対象者の名称

株式会社フォトクリエイト

（３）買付け等に係る株券等の種類

①　普通株式

②　新株予約権

ⅰ）平成 20 年６月 26 日開催の臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第２回新株予約権」といいます。）

ⅱ）平成 26 年９月 26 日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第３回新株予約権」といい、「第２回新株予約権」及び「第３回新株予約

権」を総称して「本新株予約権」といいます。）

（４）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,149,524 株	690,062 株	－株

（注１）本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（690,062 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（690,062 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大数（1,149,524 株）を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成 28 年８月 10 日付で公表した「平成 28 年６月期　決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された平成 28 年６月 30 日現在の発行済株式総数（1,394,500 株）から、本公開買付けを通じて取得する予定の無い対象者が所有する自己株式数（76 株）、及び本公開買付けに応募しないことに合意しているカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が保有する対象者株式数（382,000 株）を控除し、平成 28 年６月 30 日現在の本新株予約権それぞれの目的となる対象者株式の数の合計 137,100 株を加えた株式数（1,149,524 株）になります。

（注３）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

（注４）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注５）公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

（５）買付け等の期間

①　届出当初の買付け等の期間

平成 28 年８月 12 日（金曜日）から平成 28 年９月 26 日（月曜日）まで（30 営業日）

②　対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

（６）買付け等の価格

①　普通株式１株につき、金 1,950 円

②　第２回新株予約権１個につき、金 70,000 円

第３回新株予約権１個につき、金 58,000 円

２．買付け等の結果

（１）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（690,062 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（1,015,988 株）が買付予定数の下限（690,062 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（２）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第１項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第９条の４及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第30条の２に規定する方法により、平成28年９月27日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（３）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,015,988 株	1,015,988 株
新株予約権証券	－	－
新株予約権付社債券	－	－
株券等信託受益証券（　　）	－	－
株券等預託証券（　　）	－	－
合計	1,015,988 株	1,015,988 株
(潜在株券等の株の合計)	（－株）	（－株）

（４）買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	―個	(買付け等前における株券等所有割合　－%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,820 個	(買付け等前における株券等所有割合　24.94%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	10,159 個	(買付け等後における株券等所有割合　66.33%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,820 個	(買付け等後における株券等所有割合　24.94%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,771 個	

（注１）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 28 年５月 13 日に提出した第 15 期第３四半期報告書に記載の同報告書直前の基準日（平成 27 年 12 月 31 日）に基づく株主名簿による総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権及び単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成 28 年６月 30 日現在の発行済株式総数（1,394,500 株）から本公開買付けを通じて取得する予定の無い対象者が所有する自己株式数（76 株）を控除し、平成 28 年６月 30 日現在の本新株予約権それぞれの目的となる対象者株式の数の合計 137,100 株を加えた株式数（1,531,524 株）に係る議決権の数（15,315 個）を分母として計算しております。

（注２）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（５）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

（６）決済の方法

①　買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

（公開買付代理人）

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

②　決済の開始日

平成 28 年９月 30 日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イージートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

３．公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社フォトライフ研究所	東京都渋谷区南平台町16番17号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

以上